

ヒアリ対策に関する関係省庁会議の開催について

令和元年 11 月 13 日
関係省庁申合せ
令和 6 年 4 月 22 日
一部改正

- 1 ヒアリは、攻撃性が強く、刺されるとやけどのような激しい痛みが生じ、体質によってはアナフィラキシー症状を起こす可能性があるとともに、生態系、農林業等への影響も懸念される外来生物である。

近年、我が国においても港湾を中心としてヒアリが発見される事例が発生しており、早期発見・防除などの侵入・定着防止の取組や、正確な情報発信などの取組について、関係省庁が緊密に連携しつつ、効果的・徹底的に実施するため、ヒアリ対策に関する関係省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。

- 2 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	環境省自然環境局長
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	消防庁次長
	外務省アジア大洋州局長
	財務省関税局長
	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省健康・生活衛生局長
	農林水産省技術総括審議官兼農林水産技術会議事務局長
	経済産業省貿易経済協力局長
	国土交通省総合政策局長
	国土交通省港湾局長
	国土交通省航空局長

- 3 会議は、必要に応じ幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にあるものとする。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、環境省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。